

改正

令和2年6月8日

令和3年8月10日

令和5年4月1日

いわき市ブロック塀等撤去支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の転倒又は倒壊による被害を未然に防止するため、倒壊等のおそれのあるブロック塀等の撤去等を行う者に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 一般交通の用に供されている道をいう。
- (2) ブロック塀等 ブロック塀、レンガ塀、石塀その他の組積造の塀をいう。
- (3) 高さ 道路面からの高さをいう。
- (4) 撤去等 撤去又は部分撤去（高さを1メートル未満にするもの。）をいう。

(補助対象物)

第3条 補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象物」という。）は、市内に存するブロック塀等のうち撤去等を行う事業に係るものであって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 個人が所有するもの
- (2) 地震により倒壊等のおそれのあるもの
- (3) 道路に面し、高さが1メートル以上であるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、いわき市内に本店又は支店等を置く工事施工者により施工される補助対象物の撤去等を行う事業とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定される道路とみなし道路境界線間にブロック塀等が残存される部分撤去は除く。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、ブロック塀等を所有する者（以下「所有者等」という。）で、補助対象事業を実施する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体がブロック塀等の撤去を行う場合
- (2) 補助対象物が公共事業の補償対象となる場合
- (3) 補助対象者が市税を滞納している場合
- (4) 既に同一敷地内において本要綱による補助を受けている場合
- (5) 補助対象物について、他の制度による補助金の交付を受けている場合

(交付対象費用)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象物を撤去又は部分撤去に要した費用とする。

(補助金の額)

第7条 市が交付する補助金の額は、補助対象費用の合計額に2分の1を乗じて得た額又はブロック塀等の総延長について延長1メートルあたり5,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、100,000円を限度とする。

2 前項の規定に基づき算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(事前協議)

第8条 補助対象者は、いわき市ブロック塀等撤去支援事業事前協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業内容等に係る事前協議を市長に行わなければならない。

- (1) ブロック塀等点検表（第2号様式）
- (2) ブロック塀等の現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事前協議結果通知)

第9条 市長は、前条に規定する事前協議書の提出があった場合は、その内容を精査の上、申請者に対し事前協議結果通知書（第3号様式）により結果を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、前2条の規定による事前協議が完了した後、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事見積書

(2) 市税の滞納が無いことを確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第5条第2項の規定に基づき、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第12条 補助対象者は、規則第7条第1項の規定に基づき、事業内容及び経費の配分を変更（補助金額の変更を伴わないものを除く。）しようとする場合又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する実績報告を行わなければならない。

2 前項の規定による実績報告の添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象事業に係る契約書等の写し

(2) 領収書の写し

(3) ブロック塀等の撤去完了写真

(4) 産業廃棄物管理票の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 規則第12条第1号に規定する書類は、同条ただし書の規定により提出を省略するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第15条 この要綱により市長に提出する書類は、正副2部とする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から実施する。

附 則（令和2年6月8日）

この要綱は、令和2年6月8日から実施する。

附 則（令和3年8月10日）

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。

附 則（令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

年 月 日

いわき市長 様

申請者〔住所〕

〔氏名〕

〔電話〕

いわき市ブロック塀等撤去支援事業事前協議書

いわき市ブロック塀等撤去支援事業補助金実施要綱第8条の規定により、次の事業の実施について協議します。

注意) □のある欄は、該当ある箇所にレ印を付けてください。

申請者の区分		□所有者 □親 族（委任状の添付が必要）	
ブロック塀等の概要	所在地		
	構造	☐ コンクリートブロック造 ☐ 石造 ☐ レンガ造 ☐ その他の組積造	
	高さ	m	
	延長	m	
工事の概要	工事種別	☐ 全部撤去 ☐ 部分撤去	
	工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日（予定）	
	施工者	（名称） （住所）	
	工事額	円	
国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体がブロック塀等の撤去を行う □行う □行わない			
補助対象物が公共事業の補償対象となる □対象 □対象外			
同一敷地内において本要綱による補助を受けている □受けている □受けていない			
補助対象物について、他の制度による補助金の交付を受けている □受けている □受けていない			
※受付欄（市記入欄）		※備考（市記入欄）	

第2号様式（第8条関係）

ブロック塀等点検表

所在地			
高 さ	m	延 長	m

点検項目		□コンクリートブロック造	□組積造 (石造、レンガ造等)	調査結果		
				適合	不適合	不明
1	高さ	塀の高さは 2.2m 以下	塀の高さは 1.2m 以下	☐ はい	☐ いいえ	
2	厚さ	塀の高さが 2m 以下の場 合、厚さ 10 c m 以上 塀の高さが 2m 超の場合、 厚さ 15 c m 以上	塀の高さの 1/10 以上	☐ はい	☐ いいえ	
3	控え壁	塀の長さ 3.4m 以下ごとに 塀の高さの 1/5 以上 突出した控え壁がある (塀の高さが 1.2m 以下の 場合は除く)	塀の長さ 4m 以下ごとに 塀の厚さの 1.5 倍以上 突出した控え壁がある	☐ はい	☐ いいえ	
4	基礎	基礎の丈 35 c m 以上、 根入れの深さ 30 c m 以上 (塀の高さが 1.2m 以下の 場合は除く)	基礎の根入れの深さ 20 c m 以上	☐ はい	☐ いいえ	☐ 不明
5	老朽化	傾き、ひび割れ等がない	傾き、ひび割れ等がない	☐ はい	☐ いいえ	
6	鉄筋の 有無	塀の中に直径 9m m 以上の 鉄筋が縦横に 80 c m 以下 の間隔で配置されている		☐ はい	☐ いいえ	☐ 不明
点検結果		☐ 点検項目の全てで適合している ☐ 点検項目のうち、一つでも適合していない				

注意) □のある欄は、該当ある箇所にレ印を付けてください。

※受付欄	※備考

建 第 号
年 月 日

申請者 住 所
氏 名 様

いわき市長
清水 敏男

事前協議結果通知書

このことについて、 年 月 日付けで提出された事前協議の結果を、
いわき市ブロック塀等撤去支援事業実施要綱第9条の規定に基づき通知します。

協議結果	☐ 交付対象となる ☐ 交付対象とならない （理由：
ブロック塀等の所在地	いわき市
摘 要	

※ 本通知書は、事前協議の結果を通知するものであり、補助金の交付決定をするものではありません。

※ 交付対象となる場合、いわき市ブロック塀等撤去支援事業補助金実施要綱第10条の規定に基づき必要書類を添えて、補助金の交付申請をしていただく必要があります。